

## 公共放送ワーキンググループ（第16回） 議事要旨

### 1 日時

令和5年12月5日（火）10時00分～11時34分

### 2 場所

総務省内会議室及びWEB

### 3 出席者

#### (1) 構成員

三友主査、山本主査代理、内山構成員、大谷構成員、宍戸構成員、曾我部構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員

#### (2) オブザーバー・出席者

日本放送協会（根本理事）、（一社）日本民間放送連盟（堀木専務理事）、（一社）日本新聞協会メディア開発委員会（今城委員長、堀副委員長、梅谷委員）、株式会社J-WAVE（小向取締役デジタル戦略局長、技術部 佐々木様）

#### (3) 総務省

小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官、金澤情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、後白同課企画官

### 4 議事要旨

#### (1) これまでの主な議論

事務局から、資料16-1に基づき、説明が行われた。

#### (2) 日本民間放送連盟からの説明

（一社）日本民間放送連盟 堀木専務理事から、資料16-2に基づき、説明が行われた。

#### (3) 日本新聞協会メディア開発委員会からの説明

（一社）日本新聞協会メディア開発委員会 今城委員長から、資料16-3に基づき、説明が行われた。

(4) (株) J-WAVEからの説明

(株) J-WAVE 小向取締役デジタル戦略局長から、資料16-4に基づき、説明が行われた。

(5) 質疑応答・意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

【曾我部構成員】

質問としては大きく2点ありまして、民放連と新聞協会メディア開発委員会にそれぞれお伺いしたいと思います。

1点目は、ラジオと衛星で、民放や新聞との競合について、地上波と競合状況が同じなのか違うのかということを確認させていただきたいと思います。今日、民放連、それから新聞協会も地上波と同様に競合、公正競争の観点を強調された訳ですが、私の個人的な直感では、やはりラジオや衛星においては、地上波とは競合状況が相当異なるのではないかと思いますので、その辺りについて、もう少し補足をいただければと思います。これが1点目です。

2点目は、これも民放連と新聞協会で言及があったかと思いますが、放送ではなくて、イベントなどその他子会社の事業との関係での競合につきまして言及がありました。確かに地方局や地方紙では、事業部門がそれなりに重要な部門となっていると理解しておりますので、イベントなどでのNHK子会社との競合というのは無視できないような問題ではないかというふうに思っております。これについて、堀木専務理事からはNHKの子会社の役割論から議論すべきだという御指摘がありましたし、当然、現実の競合状況からの議論も当然考えられるかと思えます。ですので、この点については、NHKの子会社の役割論と、それから現実の競合状況の両面から議論する必要があるのではないかと理解しました。そこでお伺いしたいのは、役割論については、この場ではにわかにはできないところですので、現実の競合状況についてお伺いしたいんですけれども、民放連も新聞協会も、必ずしも実際に競合している事例について、あまり御説明がなかったかと思えます。これは実態把握が追いついていないのか、それとも実際にはそういう状況は少ないということなのか、あるいは今後、詳細な実態調査をされるおつもりがあるのかについて、補足いただければと思います。

【日本民間放送連盟 堀木専務理事】

まず、競合状況ですが、地上波とラジオ、衛星はそれぞれ異なると思います。例えば衛星ですと、NHKが1波削減したことで、衛星放送を見に来られるお客さんが全体として減ってしまうことを民間放送事業者も心配しております。そういう意味で言うと、地上波と衛星を比べた場合には衛星

のほうが多分、NHKBSとの競合は少ないのではないかと感触を持っています。ラジオも既に「radiko」でNHKの番組を提供して、トータルとして一定の成功を勝ち得ていますので、地上波テレビとは事情が異なるのではないかと考えております。

次に、2点目、子会社の件です。実態把握が追いついていないのはおっしゃるとおりです。今のところ、会員各社に対して、NHKの子会社、関連会社の活動がそれぞれの社の事業活動に制約、支障を与えているかについて調査をするつもりはありません。例えば、自治体のプロポーザル案件で競合になってコンペをする場合でも、その事実関係や裏取りなどは非常に難しいものがあります。民放各社から民放連にこの件でそれほど意見が集まらないのも、各社も実態をなかなか把握しかねるところがあるのではないかと思います。ただ、民放連として裏を取っているわけではございませんが、自治体のプロポーザル案件でNHKの子会社、関連会社が、並んで競合したことがあるとは聞いたことがあります。その意味で私は今日、役割論の方からお話をいたしました。総務省のガイドラインとNHKの関連団体運営基準によって決められていることから逸脱していないかは、そもそも経営委員会の指導の下、不断にNHKとして検証しておられますので、そのことを申し上げたかったということです。

【日本新聞協会メディア開発委員会（梅谷常任委員会委員）】

最初の御質問のラジオ、衛星の競合状況についてお答えします。我々は、NHKのニュースや情報を補完する形で、なし崩し的に理解増進情報が拡大してきたとして、地上波テレビの議論で理解増進情報に反対してきました。結局、NHKは理解増進情報を一旦辞めるという結論になりました。ラジオや衛星放送は、伝送路は違っても、ニュースや情報を流していることに変わりはありません。理解増進情報的な形でなし崩し的に拡大されると、やはり地方メディアを中心に、民間と競合します。したがって、基本的な考え方としては地上波と一緒にだと思っています。

【日本新聞協会メディア開発委員会（堀副委員長）】

地方での現実の競合状況、イベントなどでの競合状況についてお答えします。多くの新聞社の経営環境が厳しくなる中、収益の多角化が極めて重要になっています。NHKが子会社を通じてデジタルサイネージにコンテンツを出していて、困るという声は届いています。それ以外については、たくさんの事例を把握しているわけではありません。ただし、地方紙をはじめ、多くの社が今、地方で自治体のイベントの広報・宣伝や運営などの受注、いわゆるプロポーザル案件で売上げの拡大を図っています。具体的にどのようなサービスがどの程度、競争を侵害したかをこの場でお示するのは難しいのですが、そうした場で競争相手にNHKの子会社がいたという話は聞きますし、本質

的に競合し得ると考えています。また、NHKの資金力を考えると、これから先が心配だという声を聞くのは事実です。加えて、イベントに限らず、私たちとしては、競合の有無だけではなく、それが果たしてNHKの子会社がやるべきなのかという問題意識もあります。そうした観点も踏まえて御検討いただければと思います。

【三友主査】

どうもありがとうございました。曾我部構成員、いかがですか。

【曾我部構成員】

役割論は確かに議論する必要はあるのかなと思ったのですが、それとは別に、やはり具体的な情報がないと、なかなか議論ができないところかなと思います。今後、競争評価をされるということですので、その中でもNHKから情報開示をしてもらうというだけではなくて、民放や新聞協会のほうからも情報提供するというところもあるかと思っておりますので、そういったところも御留意いただければと思っております。

【三友主査】

ぜひエビデンスで議論をしていただきたいというふうに思います。

【宍戸構成員】

3問質問がございます。1つ目は民放連に衛星放送に関連して、2つ目は民放連と新聞協会に今、曾我部先生ともやり取りがありました子会社問題に関連して、3つ目は、これも民放連と新聞協会について、今日の御報告とはやや外れる部分もあるのですが、NHKのガバナンス関係で1点、この機にお考えをお伺いしたいことがございます。

1点目は、民放連の資料16-2の4ページ、「衛星放送について①」のところに関わります。民放連からはBS放送のネット配信の必須業務化について、必要性や妥当性が疑問であるとかかなりはっきりした御立場の表明があり、これはこれで重く受け止めることではございますが、ここでおっしゃっているのは、将来的には衛星放送の必須業務化はあり得るけれども、現状、NHKも反対しているし、付加受信料制度の問題が整理されていないからということでおっしゃっているのか、そうではなくて、やはり衛星放送と地上波テレビジョン放送は違うので、少なくともしばらくの間、衛星放送についての必須業務化はないだろうというお考えなのかということをお伺いしたいと思います。併せまして、民放連には衛星系の放送事業者も加盟しておられるものと承知しておりますが、

広く会員社全体というより、衛星系の放送局の皆様がどのようにこの問題をお考えになっているのか、民放連の中でどのような御議論があるのかということについて、差し支えのない範囲で御教授いただければと思います。

2点目は子会社問題でございます。例えば民放連の資料16-2の7ページで、NHK経営委員会の指導の下、透明性確保、情報開示が行われることを期待されるとお書きいただいております。新聞協会からも非常に重要な御指摘がございます。情報を集める、集めないということがありますが、NHKのインターネット業務についても、NHK側で事業者の苦情などを受け付ける窓口をつくっている、あるいはそれがどれだけ機能するかという話がいろいろございました。この点について、経営委員会の御指導をということであれば、例えば一例として、NHK経営委員会直下に子会社の業務がやり過ぎではないか、経営委員会は少し御指導されたいかがかというある種の通報窓口のようなものをNHKに設けさせることについて、そういうことは考えられるか、そういう提案にどう思われるのかについて、民放連、新聞協会の御意見を伺いたいと思います。

3点目は、NHKの経営委員会の構成に関わることでございます。私、かつてNHKの外部委員をしていたときに、経営委員会に出頭して御説明を差し上げたこともあるのですが、その際には、メディア、たしか新聞社の御経験のある方が経営委員として含まれておられたように思います。経済的な競争、それから言論の競争を考える上で、また、言論報道機関としてのNHKの特性ということを考える際に、最高議決機関でありますNHKの経営委員会にメディアの御経験がある、あるいはジャーナリストの御経験があるという方が入っていることは、いろいろな意味で、大事ではないかと思っております。競争評価という意味でも、今後の課題という意味でも重要だと私自身は思っているのですが、現状、入っておられないということが一つあるように思います。そこで、例えば放送法を改正してNHKの経営委員の要件の中に、どういう形で書くかは別ですが、報道の御経験があるような方を必ず一人入るようにするというにすることについて、民放連、新聞協会、どのようにお考えになるかということをお聞かせいただければと思います。

#### 【日本民間放送連盟 堀木専務理事】

1点目のBSについて、資料16-2の4ページの四角の2つ目は、民放連のBS放送の部会で議論をしてまとめたものですので、民放各社もこのように考えていると思います。

宍戸構成員の「将来はあり得る」と「当面はないだろう」はあまり違いがないような気がするのですが、現在のところは必要性や妥当性は疑問ですと書いているつもりなので、将来にわたって絶対ないと申し上げているわけではありません。かねて必須業務化を考える上では財源が一つの大きなポイントになると申し上げてきました。現在、衛星放送の受信料が地上波テレビ放送の付加受信料

となっているところで、仮にBSのネット発信を必須業務にした場合の財源はどうかは非常に難しいのではないかと考えております。ここを整理した上でBSのネット配信の議論はすべきではなかったかと思えます。財源をどう考えるかはかねて民放連として問題意識は持っておりました。今もそうです。

2つ目の子会社について、宍戸構成員の御疑問と御質問は、経営委員会の下に子会社関連会社の事業活動に対する苦情受付窓口を設けたらどうかですよね。御質問は「経営委員会の下に」という意味でしょうか。

**【宍戸構成員】**

そういう趣旨です。

**【日本民間放送連盟 堀木専務理事】**

わかりました。そもそも経営委員会の下というのは、総務省のガイドラインにも関連団体運営基準にも書いてあるので、そうしたほうが外からの見方としてきちんとやっているとNHKがお考えになるのであれば、経営委員会の下に置かれればよいと思えます。私も個人的な考えですが、そのような手法も有効にワークするかもしれないと思っております。

3つ目は答えるのが難しいです。民放連で議論したことがないのでお答えは差し控えたいのですが、報道やジャーナリズムの経験者がNHK経営委員会にいたらよいなと思ったことは、私自身、何度かあります。

**【日本新聞協会メディア開発委員会（梅谷常任委員会委員）】**

2点目のNHKの子会社に関してもチェック機能を設けていくことは非常に重要な御指摘だと思っています。個別の制度に対する是非は、なかなかこの場では申し上げにくいですが、まさに今、競争評価の事前会合の検討が始まっておりますので、この場も通じていろいろ検討していくことも一つの考え方なのではないかと思えます。大変重要な御指摘ありがとうございます。

**【日本新聞協会メディア開発委員会（堀副委員長）】**

3点目は経営委員会の構成についての御質問だと理解しています。メディアの多元性を今、NHKが重視していることを考えれば、メディアの多様な意見を経営委員会に入れることの意義は大変理解できます。御提案をいまお聞きしたため、当委員会では議論しておらず総意ではありませんが、大変貴重な御指摘をいただいたと受け止めています。

## 【林構成員】

私も3点ございます。

まず1点目は、新聞協会の資料16-3の1ページから2ページ目で言及されている「放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」の部分で、NHKもこれまでこのワーキンググループ等で理解増進情報は一旦廃止して、今後ネット配信する場合であっても、放送の場合と受益が等しくなるように同等のサービスを提供することが基本であるという旨の発言をされていたかと思えます。また、そもそもNHKの放送番組をインターネットで視聴できる機会をテレビを持たない者に対しても新たに広げるということに必須業務化の一つの意義があるとしていましたので、その見地からNHKのネット配信業務も放送番組と同一の内容が基本であるということがワーキンググループの取りまとめでも明記されていたかと思えます。そうだとしますと、密接に関連とか補完の意味については、放送の番組と同一の内容というのはあくまで基本としつつ、放送と同等の受益を超えるものではないかどうかという枠をはめた上で、その見地からそもそも密接、関連とか補完の範囲はしっかり枠をはめて厳密に考えていくということがこのワーキンググループでの方針だったと私個人では理解しております。ただ、若干懸念していますのは、もし密接に関連や、補完の意味、内容について、関係者間で大きく認識の乖離、あるいは齟齬があるままに必須業務化に突き進んでしまうというのは、誰にとっても不幸な結果になり得ますので、少なくともそうならないように、これは競争評価の準備会合の場でもよいので、事務局を交えて、ある種、非常に幅のある概念について、関係者間で方向性の共有化を図るべきと思っています。もちろん、完全に意見を一致させることは難しいかもしれませんが、少なくともお互いに意見をぶつけ合うことで話がすれ違いになっただまにならないようにすることが必要だと思いますけれども、質問としては、こういった意見交換の必要性について、NHKと新聞協会で見解があればお聞きできればと思います。

2点目は、民放連の資料16-2の2ページ目で、必須業務化した場合も、引き続きネット業務全体の費用上限の設定が必要だということをございます。現在の費用上限というのは、これは言わば本来業務の任務を削って、あるいは本来業務のための費用を削ってインターネット業務を行うということになるので、やはり一定のボリューム、枠内に収めるべきという考え方でつくられていると思います。これがもしインターネット活用業務が必須業務化すれば、今の考え方に基づいて費用上限を設定することはないと思うのですが、ここで民放連がおっしゃりたいことは、そうは言っても、費用上限がないと、いろいろ競争上の問題が考えられるので、競争条件の不公平性が生じかねないと、そのためのある種の考え方として、この費用上限を考えていくことが必要かつ合理的だというふうに理解したのですけれども、その点、確認させていただきたいということと、また、費用上

限の上限の部分について、現行の任意業務のインターネット活用業務を参照するのか、あるいはそれともまた違った費用算定ルールに基づくのか、その辺りももしお考えがあればお聞きしたいということであります。

3点目はJ-WAVEについてお聞きしたいんですが、プレゼンでは非常に建設的な御意見をいただいたと思います。資料16-4の6ページの④のアイデアですけれども、面白いアイデアだと思ひまして、もう少し詳しく説明していただけないでしょうか。特にここでいう基地局というのは携帯基地局のことを指すのだと思いますが、そのような理解でいいのか、あるいはマストキャリールールも入れるとすると、対価の扱いや著作権法上の位置づけのように、いろいろ慎重に検討すべき点もあると思ひまして、著作権のことは①で書かれていたと思ひますけれども、思いつく制度的な課題についても御教授いただければと思ひます。

**【日本新聞協会メディア開発委員会（梅谷常任委員会委員）】**

先ほど御説明したとおり、理解増進情報をなし崩し的に拡大してきたという歴史がありますので、基本的に「密接に関連」、「補完」の部分は削除を求めている次第です。林構成員の考え方自体には賛成で、放送と同一の内容、同等の受益を超える範囲については枠をはめることは賛成したいと思ひます。競争評価の場でこれから意見交換し、NHK、民放、新聞ですり合わせて方向性を一致させていくということも非常に重要なことであると思ひております。

**【日本放送協会 根本理事】**

しっかりと意見交換をして、お互いの考えを確認していくということは非常に大事ですので、賛成でございます。

**【三友主査】**

林構成員もこの話合いのメンバーですので、ぜひその役を担っていただければと思ひますので、よろしく願ひいたします。

**【日本民間放送連盟 堀木専務理事】**

先ほども申し上げましたが、地上波テレビ放送のネット配信の必須業務化の議論において、費用上限の設定が必要だと述べてまいりました。公正競争の枠組みの検討、競争評価の枠組み、準備会合がこれから本格化いたしますけれども、その評価においても実施費用が大きな要素であります。過去の公共放送ワーキンググループの有識者ヒアリングで、川濱先生だと思ひますが、公正競争を



担保する手段として費用の上限を決めていたことが実質的に機能していたという意見がございました。非常に印象に残っております。ほかの必須業務とは異なり、インターネット活用業務は一定の制約の中で実施されるものでありますので、費用上限を設ける意義があると考えて、この主張を繰り返しております。詳しくは準備会合の中でまた議論させていただければと思います。

【株式会社J-WAVE（小向取締役 デジタル戦略局長）】

まず、米国CATVに課せられているマストキャリールールに関しては、補足説明を技術部の佐々木からさせていただきます。

【株式会社J-WAVE（技術部 佐々木様）】

米国CATVを顧みますと、やはりマストキャリールールがその普及の促進になったかと思えます。一つのアイデアとして検討したわけですが、現在御案内のとおり、欧州、中国で、5G Broadcastということで、同報性を持った、特に技術的に申し上げますと、プロトコルがユニキャスト、マルチキャストではなく、ブロードキャストプロトコルという同報ですね、端末が幾らあってもいい、無限大まで放送できるシステム、こういったものを組み合わせることで、特に伝送コスト、それから端末に制限がないということで、アイデアとして考えたところでございます。マストキャリーの制度面というのは、いろいろなことが考えられると思えますけれども、個人的にはいわゆる放送区域、エリアをカバーするという意味で、携帯基地局、セルラーの基地局の場所で受信できる全ての空中波、地上波ですね、これが再送信できることによって、特に地方局、単営局の持続性がある送信のインフラになるのではないかと考えてみたところではございます。現在、B5G等で御議論されていますが、ネットワークスライシングを使うと、例えば放送用の仮想のネットワーク、もちろん、防災、ITS用のネットワークスライシングもあるわけでしょうけど、そこに放送用の専用のスライシングした帯域を持てることによって、信頼性がある情報空間の確保ができるのではないかと考えてみたところでございます。

【三友主査】

個人的には非常に面白い御提案だというふうに私も思いました。ありがとうございます。

【内山構成員】

今日はJ-WAVEに御質問があります。問い詰めるつもりは全くなくて、むしろ、感銘を受けましたというレベルで御質問申し上げたいのですが、今日御提出いただいた資料16-4の4ページ

目で、公共放送WGの潮流から見ると、すがすがしいという印象を持つ報告だったので、非常に感銘を受けております。

何でそう思ったかという、経営学と経済学の観点で、静学的に競合していますという話がずっと続いてきたのですが、この資料を通して伝わってくるのは、むしろ、動学的に、NHKをある意味で利用してやれ、あるいは共同していこうという意味で、ビジネスのダイナミクスみたいなものが感じられて、未来を感じられました。そういう意味で、非常に好感を持ってたということだと思います。

真ん中に書いてある「NHKの技術的な知識や経験に期待する」というところで、確かに日本の放送の歴史は、NHKが先進性を持っていろんなことを始めて、その後、民間に広がっていくというのが戦後ずっとあったスタイルだと思いますけれども、この部分、もう少しお話を伺いたいと思いました。今の林構成員の御質問の返して、ユニキャストでもマルチキャストでもなくIPブロードキャストという形での話なのか、もっと違うことも入っているのか、あるいは先ほどデータ、あるいは視聴履歴の話も出てきましたけれども、そういうことを含めた話なのかということ、もう少し突っ込んでお伺いしますと、NHK技研がやっている範疇で収まる話なのか、あるいはそれを超えていて、いわゆるITスタートアップ的なところの人たちも含めた話なのか、この辺りの肌感覚を教えていただければと思いました。

【株式会社J-WAVE（小向取締役 デジタル戦略局長）】

御指摘のとおり、今、お話しいただいた部分が中心になるかと思いますが、配信のマスター設備の共有化も参考にしたいと思えますし、インフラ周りはもちろんのこと、視聴データもトラッキングすることができるようになって、これは「radio」もかなりマーケティング装置としても機能し始めているというところで、自局に持っているファーストパーティデータと突合することによって新しいサービスができるというところは我々も目をつけています。

一方で、自動車で聞かれるケースも多いんですが、コネクテッドカーになってきたときに、今度は位置情報が取れるというところも新しいラジオに関するサービスの開発に寄与するのではないかと。そういうところを我々、独立系だけでは難しいので、ラジオ全体、そしてNHKの非常に強力なインフラや知見を共有させていただきながら、一方で様々なメタ情報をラジオと一緒に送り届けるとか、位置情報によって新しいサービスを提供していくということで、ラジオというメディア価値を再価値化していきたいという思いで書いております。

【内山構成員】

データに関してはイメージがつくところがございますが、一方でまた個人情報保護という大きな壁がありまして、何か取り組めることがあればいいと思いますけれども、IPブロードキャストに関してはどのような期待があるのか、もう少しお聞かせいただけるとありがたいんですが。

【株式会社J-WAVE（小向取締役 デジタル戦略局長）】

技術的などころに関しては技術部の佐々木より回答させていただきます。

【株式会社J-WAVE（技術部 佐々木様）】

先ほどと重なるかもしれませんが、特に私どもが思っておりますのは、今後のネイティブIP時代に、リスナーと放送局がどう接点を持つのだろうかというときに、我が国の携帯の歴史を見ると、ガラパゴスの携帯になってしまいました。その中で、今後、いわゆるネイティブIPの受信、いわゆるパネル、スマホ、TV含めて、こういうものが主体になってくると思います。逆に言いますと、リニア、ライブのトラディショナルな受信機、あるいはテレビ、ラジオというものがどうなるのかということがございます。一方、ヨーロッパ、DVBのNIPの動き、全て最終的にはIPで受けてしまおうという動きがある中で、先ほど申し上げた5G Broadcast、プロトコルがブロードキャストプロトコル、同じブロードキャストで分かりにくくて申し訳ないのですが、同報で送れるということがありますので、受信端末の制限がないわけです。そこにおける優位性、あと、いわゆる受信機側、これが携帯端末なのか、タブレットなのか、どんどんバージョンアップされていく中で、必ず持つマストアイテムが現在の携帯端末だと思います。そこに社会のインフラになる5G、6Gから情報を送り届けることができます。もちろん、エンターテインメントもございしますが、安心・安全に直結する、いつでも使えるユニバーサルサービスには、やはり日頃持ち歩いている端末にIPで届ける必要があるだろうということで御提案をしたところであります。

残念ながら、現行の地上のネットワーク、あるいはオフィスLANとかWi-Fiの中では、ブロードキャストプロトコルは使えないわけです。閉じた中でしか使えません。これ、オープンにしますと、ハウリングしてループになってしまいますから、5G、6Gになると、新たなネットワークが構築できるわけです。したがって、そこにぜひ放送コンテンツ、例えば新聞協会がおっしゃっているようなテキストも、こういったネットワークスライシングした中の信頼された情報空間で送り届けることができるのではないかと個人的には思っております。

【内山構成員】

非常に未来感がある話で、ありがたく思いました。日本なので、ユニともマルチとも違う伝送路

ということで、また大きな議論を呼びそうな気がしないでもないんですが、国民の利益を考えたときに、やはり誰かがそれに先進的に取り組む必要があるのかなとお話を伺っていて思いました。

### 【三友主査】

内山構成員のお話、若干の補足をさせていただくと、やはりプラットフォームというものをどれだけ意識するかということではないかなと思います。技術的なことはともかくとして、根底となる考え方として、プラットフォームというものを意識するかどうかで、例えば他局で、特にJ-WAVEのお話の中ではNHKになるわけですがけれども、これまでの競合という考え方ではなくて、やはり同じプラットフォームの中に乗っているプレーヤーとして補完的な関係をその中に見いだしているのではないかなと思います。

### 【瀧構成員】

私も内山構成員と同じ感慨を受けまして、J-WAVEのいろいろな技術に対するこれからのダイナミックな市場をつくるというお話をいただいたことは、この一連の議論の中では非常に重要な光明だったと思っております。昔、例えば見えるラジオのように、放送番組で今流している曲何だっけみたいな、そういうことを聞きたいとか知りたいということはあると思ってまして、これは私、常々申し上げているように、マルチメディア的といいますか、両方を一緒に使うということです。聞きながら、手元に何かアプリを持っていたり、車の中でも、ナビの中でもものが表示されたり、そういう展開を実際に聞いていると思います。そのため、同時に使われるというシチュエーションを考えていけないといけないと思いました。

ある意味、競争評価の端緒についたわけですが、これも何度も申し上げていることですが、競争評価における最も重要な論点は、市場の範囲の定義だと思っておりまして、語学学習とラジオを一緒に聞いたり、語学学習とテレビを一緒に見たりなど、それらを併せてやっていると思います。それを併せて使うことがむしろ、情報の参照点といいますか、情報を届ける方法の当たり前の在り方になっていると思ってまして、そういうときに、片側だけ、例えばアプリだけを切り出して、それを単一の市場として捉えて競合があると見ることは、私はもう少し慎重な検討が要ると思いました。これは以前、私が金融リテラシーのメディアを当社も持っていますが、これは競合するのかという御質問・見解をお伝えしたときに、私たちは少なくともそうは思ってないとお伝えしたわけですが。いわば放送、報道は何でも対象にし得てしまうところがありますので、ある意味、優先順位といいますか、重要な問題の大きさごとに、エビデンスを基に議論しないといけないと改めまして思った次第でございます。

この議論がちゃんと成熟した状態で尽くされていくのであれば、私は宍戸構成員がおっしゃって  
いたいろんなメディア、報道の側の意見が経営のレベルで反映されるような、ハードロー的なこと  
も、今の市場の評価に対する信頼が成り立つ中で起きていくのかなと感想として持った次第でござ  
います。

#### 【大谷構成員】

私も感想的なコメントになりますけれども、J-WAVEからの御発表については非常に勇気づ  
けられたというような印象をいただいております。デジタル化に伴いまして、放送のコンテンツの  
信頼性といったものを持続するために、どちらかといえば現状維持、国民への情報の接点というの  
を何とか維持し続けようというような、どちらかという、あまりプロアクティブではない発想で  
この検討に関わり続けてきたような自分を反省させられる、新たな情報の接点の持ち方というもの  
を御教示いただいたと感じております。

特に感銘を受けたところは、先ほどのプラットフォームについての議論は全くそのとおりでと思  
いますし、あとは災害対策についての新たな考え方、セーフティーネットでのSIMなし受信など、  
そういったところについては、恐らく技術的な検討も必要になるかと思えますし、また、受信手段  
である機器との関係というのも新たな可能性を模索する必要がある御提案ではないかなと感じてい  
る次第です。

この研究会が、このワーキンググループが適当な場ではないかもしれませんが、「デジタル  
時代の」という名前がついた親会を含めて、その傘下にあるほかの検討会においても、ぜひこのよ  
うな有意義な御提案を引き続き発信していただくことができればありがたいと考えている次第です。

それで、主査に確認なのですが、この機会に参考資料1でまとめている前回の質問へ  
の回答についての補足説明をNHKへお願いするというようなことはできますでしょうか。

#### 【三友主査】

はい、特に問題はございません。御質問がありましたらお願いいたします、あるいは御確認があ  
りましたらお願いいたします。

#### 【大谷構成員】

前回の質問につきまして、NHKから丁寧な御回答をいただきましてありがとうございます。  
私からは国際放送の関係について幾つか御質問させていただきまして、国際戦略調査の結果や評価  
結果を受けての改善策といったものについて、参考資料1の8ページ付近で丁寧に御回答いただき

ました。既に一部の情報が公開されていますが、この調査結果というのは非常に有益なものだと思いますので、今後、公開範囲を拡大して開示いただくことが可能かどうかについて確認をさせていただければと思います。

【日本放送協会 根本理事】

御指摘の件でございますが、既に国際戦略調査の概要や、リーチ率などの「視聴実態」、「日本への理解度」については、四半期業務報告に記載してホームページで公表してございます。国際戦略調査はNHKの国際発信の強化推進の取組の手応えを客観的に把握し、番組や編成の改善及び効果的なプロモーションの取組に内部活用している調査であることをぜひ御理解いただきたいと思います。今回お示ししました「質の評価」につきましては、構成員の皆様からの御意見なども踏まえまして、扱いについて、今後検討してまいりたいと思います。

【三友主査】

大谷構成員、いかがですか。

【大谷構成員】

既に公開されている部分に加えて、詳細な情報やNHKで検討する上でのベースとなっている数字などができれば今後公表可能になることを期待させていただきたいと思います。

併せて、意見、コメントも続けさせていただければと思いますが、今日は民放連、それから新聞協会からも非常に有意義な具体的な御提案や問題意識を率直に語っていただけた場になったかと思えます。

特に気になったのは、役割論の話です。放送法において、広い意味での地域貢献が日本放送協会の役割として明示されていないことをどういうふうにか考えるかということについて、役割論を考えると、むしろ、これからより幅広く必要になってくるものと考えております。

それから、市場が異なる衛星放送や子会社業務については、市場の実態を把握して検討することについてのコンセンサスが得られつつあると思えます。必須業務化の必要性や妥当性につきましては、これまでどうだったかということも重要ですが、今後の地上波の評価を見据えた上で、それ以外のものについても必須業務化する必要がないのかという必要性の議論というのは引き続き実施することが必要だと考えております。

【三友主査】

それでは、事務局において、落合構成員の意見の代読をお願いできますでしょうか。

【後白放送政策課企画官】

落合構成員からは2点、御意見をお預かりしております。

(以下代読)

まず、1点目でございます。NHKのインターネット活用業務の必須業務化については、その目的について、様々議論をさせていただいていますが、一方でNHKが信頼できる情報の発信に関する取組を行うこと自体は期待をしており、放送法の枠組みの中では、民放、NHKの双方において二元体制の下で共通して信頼できる情報源として機能を発揮することに期待しています。そして、私もNHK国際放送は、基本的だが重要なこととして、国際的ニュースの報道など、信頼できる情報発信主体としての取組を進めることが求められると思います。

参考資料1のNHK回答にも、「NHK国際放送では、公平・公正で信頼できる情報を日本・アジアの視点を交えて発信することや、多彩な番組を通じて日本への理解促進に努める」とありますが、世界の出来事に関して、日本、あるいはアジアの視点で情報発信していくことは重要です。

一方で、国際業務の場合には、BBCでもそうであると思いますが、国内の民間放送事業者と公共放送事業者との競争上の緊張関係は限定的になると思われ、合理性が極めて高いと考えます。その際、具体的な番組のイメージとして、イギリスのBBC NEWSの取組は一つ参考になると思います。

続きまして、2点目の御意見です。NHKのインターネット活用業務の必須業務化を見据え、その公正な競争環境の確保に向けた競争評価の枠組みなどについて、現在、「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合」が開催されており、私自身も参加しているところです。NHKだけではなく、NHKの子会社においてもインターネット関係の業務が行われているとの点については、この競争評価の枠組みに直接入るものではないとは思いますが、同枠組みの趣旨からすれば、これらの業務についても公正競争の確保に向けた取組が重要と考えます。NHKが過半数を超える議決権を保有するなど、一定の支配関係を有するNHK子会社の業務に対しても、公正競争の観点から一定の配慮を求めるべきではないかと思えます。

以上、落合構成員の御意見、2点でございました。

(6) 閉会

事務局から伝達事項の連絡があった。

(以上)